

第三章 信頼性主義の洞察と盲点 Insights and Blindspots of Reliabilism

参考

Introduction p. 39-40

第3章について

inferential semantic ideas を observation へ応用 : perceptual noninferential discursive entrance transitions

epistemological reliabilism: 三つの洞察と二つの盲点

- ① **Founding Insight:** 「信頼できる形で形式化された **reliably formed** 真の信念は認識候補者 **candidate knower** がそれを正当化することができなくても知識としての資格を与えられる。
 - ② **Goldman's Insight:** 「信頼の帰属は指示のクラスと相関付けられ **relativised** なければならない」
 - ③ **Implicit Insight:** 信頼性の帰属は明白な **distinctive** 種類の推論の是認 **endorsement** によって理解されなければならない
 - ④ **Conceptual Blindspot:** **founding insight** を認識論から意味論へと一般化しすぎることに推論へ全く訴えることなしに主張内容が理解できると考える
 - ⑤ **Naturalistic Blindspot:** 規範や理性に訴えることのない完全に自然化された認識論の基礎を **reliabilism** に見いだす。
-
- ④ への対処: 「信念として、それ故知識の候補者として資格を認められる表象を区別する際の、特に(種的に)推論的な分節化の重要性を認めなければならない」
 - ⑤ への対処: 「信頼性への関心 **concern** は明白な種類の相互人格的推論への関心であることを認めなければならない」

本文

第三章 信頼性主義の洞察と盲点

1. 信頼性主義の基礎をなす（創設する）洞察 The Founding Insight

【第一段落】

最近の認識論 (Theory of knowledge)→信念形成の様々なプロセスの信頼性への関心 (信念への到達方法に信頼性のより高いものと低いものがある)

伝統的認識論→知識=JTB(正当化された真なる信念 justified true belief)

Gettier: この三つの条件(正当化・真であること・信念?)の十分さについて問題を提起した。

→最近: それら個別の必要性 their individual necessity が疑問視されるようになる。

信頼性主義認識論の「基礎付け洞察」(とブランドムが呼ぶもの): 「真の信念は、正当化条件が満たされない場合でも (...), もし、能力が実際に発揮された状況において、真の信念の信頼できる生産者である能力の発揮から帰結する信念が与えられれば、少なくともある場合には、真性の genuine 知識になりうる」

【第二段落】

JTB の J の元々の動機 (真の意見プラス説明): 単なる偶然的に真なる信念は一般的には知識の事例として資格をもた qualify ない。(結果的に正しい推測をするひとについて、その人はそのことを知っていると言うべきでない)

信頼性主義: 主張に証拠や理由を与えること、正当化することは、信念が (もしそれが正しいとして)、単に偶然的に真であるのではないということを示す唯一の方法ではない。

→信念は、一般的な prevailing 状況下で、真であると期待 expected あるいは予測 predicted され得たという種類の信念であるだけで十分。

信念保持者(believer)がその信念に対してよい理由を持っていると言うことがそのような期待や予測の唯一の基礎。

【第三段落】

中米の古典的陶器の専門家の例: (どの部分がそうであると正当化することができるわけではないが) 目で見て陶器を判別できる (間違えないわけではないが信頼できる reliably though not infallibly)

その者 she はそれを実際に (顕微鏡などで) 確認しようとするだろうが、その者はその証拠を得る前にすでにそれを知っていたと言うことができる。

【第四段落】

→知識帰属 knowledge attribution は、信念保持者がその信念への理由を示すことができなくても、その者の信頼性 reliability によって裏書き (支持) されうる。

→認識論における正当化の内在主義 justificatory internalism in epistemology は誤り：知識保持候補者 candidate knower が推論的に信念を正当化する理由を提示できるということに知識の帰属を制限する。

<←>信頼性主義は認識論的外在主義 epistemological externalism：信念保持者が気づいていない、あるいはその理由を示すことができない事実が、<その者が信じていることが真正な信念と見なされること>と、<それが単に真なる信念とみなされること>との区別をなす（要するにそうしたものも真正な知識と考えてよいということか？）

=>>Founding Insight of Reliabilism?

【第五段落】

しかし、信頼性の重視 concern with reliability は単純に、古典的な JTB 認識論の真正な洞察と矛盾するわけではない。→むしろ一般化

推論的に理由を示すことができる場合でも、信頼性基準がそれを打ち負かすべき場合があり得る。弱い推論で、その推論の信頼性が足りない。例：夕焼け→明日は晴れた。この人は明日が晴れであることを知っていたと言うことはできない。

知覚、記憶、証言といった本来 in nature 直接的に、あるいは明らかに推論的でない知識の源泉が、知識に十分な理由を与えるのは、せいぜいそれらが信頼できるものである場合や状況において（→JTB も全て信頼性に包括できる）

「信頼できない知覚、記憶、証言は知識の十分な根拠ではない」

【第六段落】

信頼性と理由の関係について上の議論から帰結しうる誘惑：

「信念形成過程の信頼性の概念が単純に信念に対してよき理由を持つという概念に置き換わりうる。つまり後者〔よき理由〕に訴えることにわれわれがなれてきた全ての説明的な仕事は前者〔信頼性〕によって同様に、あるいはよりよく果たされうる」→recentering of epistemology

- ・古典的 JTB：知識所有者は推論的に真なる信念を正当化できる
- ・信頼性主義：真なる信念は信念保持者がその信念を正当化する能力に関わりなく、信頼できる信念形成のメカニズム、あるいは戦略から帰結する。理由が示されうることを信じるということもそうした信頼できる信念形成メカニズムの一種

【第七段落】

理由の概念を信頼性の概念で置き換えることを望ましいとするより一般的な理論的考察なぜわれわれは、どんな特徴が単なる真なる信念から知識を区別するのかについて気にする care about べきなのか？→われわれは他者が（われわれに情報を与えるために？）語る

ことに依拠し得ることを望んでいるから。

「個人間の情報伝達 interpersonal communication of information に対するこうした関心は、或る信念を、その真理について気遣う caring about ことから独立して、生み出すプロセスの信頼性について気遣うことに動機を与える。なぜならわれわれは一方（信頼性？）について、特殊な場合には他方（真理？）についてまだ知らなくても、何かを知ることができるからである。」

「(…) われわれは信頼できる過程によって作り出される信念の地位を探求することに哲学的関心を持っている」

「自分の信念に理由を与える信念保持者の能力がこのストーリーにとって重要である relevant ようにみえるのは、或る距離において、つまりそれが信頼性に寄与する限りにおいて insofar as である」

【第七段落】

三つの問い：

1. この Founding Insights によって知識の真正な事例として指摘された例は批判的精査に耐えうるのか？
2. そのような例は、認識論の中心をずらし、真なる信念の最も認知的に重要な部分集合の特性としての理由の所有よりむしろ、信念形成過程の信頼性に焦点を当てることを保証するのか？
3. 認識論の中心をそのようにしてずらすことが可能であり、進める価値のあるものであると言うことは、理由、証拠、推論および正当化という概念によって果たされた説明的役割が信頼できる信念形成過程の概念にとって代わられうることを意味するのか？つまり、前者が問題となるのは、それらが保証する信念の信頼性の目印としてだけだということの意味するのか？

信頼性主義の誘惑：1の肯定から2, 3の肯定へ

ブランダム：これに抵抗しなければならない。信頼性主義の基礎をなす洞察は受け入れる容易があるが、理由の概念を信頼性の概念で置き換えることには反対。

II. ひよこの性別鑑定とスーパー盲視

【第一段落】

専門家が信頼できるだけでなく、その者が自分自身は信頼できると信じている場合、そのときその者は自分の信念に対する理由を持つ

その信念は非推論的知覚メカニズムによって獲得されたにもかかわらず、この場合これは推論的に正当化されうる could。

専門家を信頼しようと見なす→〈その人が陶器の破片をトルテックのものであると呼びたいという気持ちを持つ being disposed to こと〉から、〈それがトルテックのものである〉ということ推論することはよい推論であると見なすこと

そうすると理由なき信頼性に基づいた知識という事例を得るためには、信頼できる信念保持者が自分自身は信頼できると思っていない事例が必要→しかしそれはばかげている。

【第二段落】

これに対する反証：

1. ひよこ性別鑑定士：訓練を受けるとひよこの性別を区別できるようになる。彼らは視覚で区別していると考えているが、研究の結果、実際には嗅覚で区別していることがわかった。〔自分では知らないのに、信頼性を持っている例、noninferential〕

2. 盲視：盲目であり、視覚刺激には選別的に反応することができないと信じているにもかかわらず、目の前にある図形と色を当てることができる。

→信頼性主義の関心に関わる例として、「スーパー盲視」が必要：1. その主体は通常の盲視に典型的であるよりも信頼できる様な現象、2. 盲視の個人は説明できない確信あるいは信念を形成している。

【第三段落】

しかしこれらは、正当化内在主義の枠組み内に適合する事例

【第四段落】

専門家が実際に信頼できる非推論的報告者であると自分を見なさないとなれば、認知的に無責任 cognitively irresponsible of her と考えられるかもしれない。

十分に記述されたとき、Founding Insight を動機づける事例は、まだ整合しており理解可能だろうか？

【第五段落】

ブランダム：自分自身をある種の現象の信頼できる報告者とは見なさないにもかかわらず、彼ら自身が報告したいと思っている inclined to 報告を信じることになるような人々に含まれているある種の認知的無責任は存在する。

しかしそれが、このように信念を獲得することが理解可能であることを拒否する決定的理由だとは考えない。→認知的に無責任な信念は真正に信念であり得る。

→このような特殊な事例においてそのような無責任な信念は知識の資格を与えられ得る。

【第六段落】

実際にはわれわれがその理由を与えることのできない信念を持つことについて何も理解不可能なものはない

→ (広い意味での) 信仰 Faith = <コミットメントを引き受ける undertake が〔それに〕対応するエンタイトルメントを主張しない> が不整合な概念ではないのは確か。

→ そしてそれが真であるだけでなく、(彼らに知られないで) 信頼できる信念形成過程の帰結であることが明らかになったら、知識を構成していると思なすべき。

ただし、主体がその理由を持つことなしに、信頼性に依拠する知識は例外的で、local な現象としては可能だが global な現象としては可能ではない。

III. 認識論と意味論

【第一段落】

認知的に無責任な信念が、特殊で孤立した事例において可能だとして、

・ 人々が本当に genuinely 信念を持ちながら、しかし彼らの全てが、(知りながらその信念に対する理由の欠如にとらわれている点で、) 認知的に無責任である様な実践をわれわれは整合的に記述できるのか？

= Founding Insight を動機付ける種類の信念形成実践 belief-forming practices は自律的な集合 set を形成するのか？つまり他の実践は持たないにもかかわらず、持ちうるような信念形成の諸実践の集合 set を形成するのか？

【第二段落】

古典的な正当化内在主義者の理由を与える実践はこの意味で自律的

- ・ われわれは、そのメンバーが、自分たちは信念に対して正当化を持つと考えるときにのみ、信念を形成するようなコミュニティーを理解する make sense of ことができる。
- ・ 彼らの推論的に到達された信念はこの条件を満たしうる。
- ・ なぜなら

非推論的に獲得された信念に対して、われわれが主張する必要があるのは、それらが非推論的に信念を形成するのは、彼らが自分自身は信頼できると信じる場合のみであるということだけである。

今度はそれらの信念は、その区別について初心者(訓練する(信頼でき、そしてすでに信頼できると思われる)他者たちから獲得されうる。例：ロリポップを分類する子供

【第三段落】

しばしば真なる信念を保持し、一般的に真なる信念を信頼できるメカニズムによって獲得

しながら、自分の信念に理由を与えることのできる立場にあることが一度もない様な信念保持者のコミュニティをわれわれが理解できるということはいずれにせよ不明瞭unclearである。→だとすると彼らは一度も自分自身や互いを信頼できると思わないことが要求されよう

- ・ 信頼性の帰属は推論的に結論を保証する。
- ・ 理由を与えることから閉め出されたコミュニティは信頼性の概念すら、したがって知識の概念すら持つことができない。
- ・ そのメンバー：信頼できる指標（指示者）indicator
- ・ しかし信頼できる指示 indication と信頼できない指示を区別できないが故に、自分自身や互いを指標として扱うことができない。
- ・ 〔評価 measuring の〕道具の状態と、それが評価のための候補者である状態との間の相互関係の観念は信頼性の調査 assesment から切り離されては理解不可能である。
- ・ 彼らは信頼できる指標（指示者）であるにもかかわらず、実際には彼ら自身の指示にも他の者の指示にも依拠することができない。なぜなら彼らはそこから結論を引き出すことができないから。

【第四段落】

これらのことはそのような信頼できる指標（指示者）が持っているものが、知識であるということを拒否するよい理由→しかし決定的ではない。第三の条件(J)に焦点を当ててきたから。「知識を単なる真なる信念から区別するものがなんであろうとも」

第一の条件(B)：ひとは、信じていないものは知らない

→相互に推論的關係にない、相互に理由として役立たない陳述 states?は、信念としては全く認められない。

鉄が湿ったところで錆びたり、地雷が一定以上の重さのものに反応して爆発したり、闘牛が赤い布に反応するような、刺激に対して弁別的に反応する信頼できる傾向性は「認知的」とは見なされない。なぜならその反応は概念の適用ではないから。→信念の形成ではないでは、信頼できる反応が信念と見なされるのに、他に必要とされるのは何か？

【第五段落】

それは最低でも「反応の推論的分節化 the inferential articulation of the response」

信念：「本質的には推論の前提および結論として役立つもの」

信念保持者はさらなる〔その〕帰結としての further consequential コミットメント①を含み、他のコミットメント②と相容れず、他のコミットメント③に関して、ひとがそのひとのその立場へのエンタイトルメントを、示すことができる立場を採用している。

例：

「Sは赤い」という信念保持者は、

- ①「Sは色を持つ」というコミットメントを含む立場を採用している。
- ②「Sは緑色である」というコミットメントと相容れない立場を採用している。
- ③「Sは緋色である」というコミットメントに関して、人はそのエンタイトルメントを示すことのできる立場を採用している。

そのような広く推論的な関与 *inferential involvements* のネットワークにおける結び目でないような反応は概念の適用としては認められず、もしそうでないとなれば信念としても、信念の表現としても認められない

【第六段落】

真正な知覚的信念と、鉱物、地雷、マタドール弾薬の信頼できる反応との区別が重要

ブランドムの主張：この区別の本質的な要素は、(理論的、実践的両方の)理由付けにおいて前提および結論として、信念が果たす潜在的な役割である。

→信頼性主義的認識論者はこの線引きを拒否することはできない。

そうすること、つまり知識の第三の条件を幾分拡張するだけでなく、第一の条件を即座に拒否することは主題を根本から変えることになるから。

【第七段落】

信頼できるものであるという観念が、理由を持つという観念によって果たされる説明的役割を引き受けると考えるのは間違い

命題として内容を持ち、それ故概念的に分節された信念(…)を、非認知的被造物の単なる信頼できる反応と表象から区別するのは(…) (少なくとも)それらが理由として役立ち、理由を要求し *stand in need of reason* するということ。

信頼性の概念の説明的力についてのこの限界を認めないこと＝信頼性主義の概念的盲点

【第八段落】

・これが誤りであるということは基本的に意味論的なポイント

・しかし知識についての信念条件が故に、それは、正当化条件に関する認識論的信頼性主義の基礎をなす洞察 *Founding Insight* から、われわれが引き出す資格を与えられている結論を和らげるのに役立つ。

・理由を提示する可能性なしに、信頼性に基いている知識の例は、*Founding Insight* を動機付けるものだが、それは本質的に周辺的な現象→信頼性に基づく知識の理解可能性は、理由を与える実践の理解可能性に寄生的

- ・ 何らかの信念に、真であり、正当化されているという地位が与えられる実践は自律的：
他のゲームはプレイしなくてもプレイできるゲームとして理解可能
- ・ 信念が真であること以外に持ちうる唯一の地位は、信頼できる形で生産されたということであるような実践はこの意味で自律的ではない。
- ・ 信頼性は、一種の理由として役立つほかに、信念を知識として証明する際の理由とともに従属的な位置を占めうるが、理由を与えることに取って代わることはできない。